

# 全国歯科医師国民健康保険組合報

栃木・山梨・青森・岐阜・富山・滋賀・京都・岡山・山口・島根・鳥取・香川・徳島・高知・新潟・岩手・石川・長野・福井・沖縄

第55号

2005.4

第55回組合会開催

●平成17年度 歳入歳出予算承認

●平成17年度 第1回理事会開催

平成17～19年度役員選出

# 平成17年度 歳入・歳出予算が承認される

## 第55回通常組合会

桜の開花が例年より遅くなるという予報が出ている中、去る3月23日(水)午後12時30分より、第55回通常組合会が中野サンプラザ(東京:中野区)において開催された。

大久保(雅)副理事長の開会の辞の後、物故組合員に対し黙祷が行われ、第1号議案から第6号議案までの全ての案件について原案どおり可決承認され、鈴木(實)副理事長の閉会の辞をもって午後3時50分終了となった。

### 金山理事長挨拶



年度末、大変お忙しい中をご出席いただきまして誠にありがとうございます。

全国歯が設立されてから、3年を1期と数えまして本日は、9期目最後の組合会という事になります。この9期の3年間、理事長として務めさせて頂きました。色々至らない点もあったと思いますが、皆様方のご協力によりまして恙なく過ごせたと思っております。本当にありがとうございました。本年度も、大きな問題もなく順調に組合運営がなされておりますのも、皆様のお陰と深く感謝を申し上げます。

金山理事長

現在の老人保健制度が平成14年10月1日から施行されまして、いわゆる前期高齢者という人たちが出来たわけですが、その時に、5年後の平成19年10月1日からは新しい独立した「高齢者医療制度」に移行するという事が、14年に閣議決定されております。従いまして、私たちが考えなければならないのは、その施行がどのようになるかという事を頭の中へ入れていかなければならないと思っております。この「高齢者医療制度」は、社会保障審議会の医療保険部会で審議される事になっておりますけれどもここ2、3年核心に触れるような審議はほと



開会の辞

大久保(雅)副理事長

んどなされていないという事で、具体的なものが出されておられません。しかし、今年2月頃から新聞紙上を賑あわせるような状態になってきております。この制度改革がどの様に私たちの国保組合に影響を与えるかという事をいろいろな情報から判断いたしますと、保険者の再編、統合の促進という事がまず謳われております。また昨年、所得調査という事で組合員の所得の調査がございまして、それを基に市町村国保との財政力の均衡を図るという名目で国庫補助のあり方が見直されるのではないかと言う事が危惧される訳でございます。また、新しく出来る「高齢者医療制度」は独立した保険者が行うというような事が言われております。一つの案としては都道府県単位で保険者を作って、その中へ日本国民全員の75歳以上の人たちを入れて行うと言うような事が言われておりますので、そうなりますと75歳以上の人たちは、私たちの組合員ではなくなるという事になります。そのような事が予測されておりますが、まだ閣議決定をされているわけではございません。しかし、18年度の国会にはそのようなものが出てくるのではないかという事が予測されております。こういう制度の内容を出来るだけ早く迅速に確保しまして、私たちの組合の存亡にも関わる事ですので、どの様になるのか、予測して行かなければ



ばなりません。統廃合という事になりますと、市町村国保との統廃合されるという事が懸念されますが、市町村国保と私たちの国保がどのように違うのか、優位性をしっかり確保していかなければ、私たちの組合から市町村国保へ移動する組合員が出てくるのではないかと思います。いずれにしましても国の医療保険部会からの出される報告書、答申等をしっかりと見極めていきたいと思っております。

本日の組合会は17年度の事業計画、また予算の審議という事になります。又、第10期への執行部および役

員の選出という事が主な議題になります。3年前に行いましたように、この組合会を途中で中断いたしまして理事長の選任、それから監事等の選出をして頂くというかたちになっております。

前回の理事会で17年度の事業計画等をいろいろと検討をして頂きましたが、16年度とあまり内容的には変わっておりません。変わったところは、前回の組合会で決定をして頂きました9割給付から8割給付へ今年の8月から変えるという事でございます。その時の組合会で給付率を引き下げるのだから何か

給付面で優遇策をしていただきたいという要望がありましたので、その後、常務会、理事会で検討をいたしまして、傷病手当金の増額と歯科給付制限の緩和等を本日提案いたします。

最後に本年8月の保険証更新時に保険証のカード化を実施する事になりました。常務会、理事会でも何度か議案に上げ、いろいろな意見を頂きまして、初めの時よりスッキリした形という事でまとまって参りました。既に3月の初めには各支部へ通知を出しておりますが、新しいシステムで全国に先駆けてやるという事でございますので、注意深く実施していきたいと思っております。また、トラブルとか、質問等につきましては本部の方でお答えするような体制をとっておりますので、是非、支部役員または職員の方たちにはよろしく御協力をお願いしたいと思います。



議長団(左から)堅田副議長、神成議長、外堀副議長

## 総山相談役の退任の挨拶

ただ今私、相談役という事でございますけれども、相談役の任期がこれで切れますので、今期限りで引退させて頂きたいと思っております。今日まで、私、副理事長から理事長、相談役の方、又、大変皆様にご指導、お世話を頂きまして、厚くお礼を申し上げます。これからは私の現職の時と比べますと、益々医療制度が流動的になって参りますし、財政的にも厳しい時代になって参りましたので、今、執行部のご苦勞、また、審議されます組合会議員の先生方のご尽力も大変だと思いますが、今後益々当組合が発展的に成長します事を祈りまして、この長い間お世話になった事を厚くお礼申し上げます。どうもありがとうございました。



総山相談役

## 第1号議案 平成17年度事業計画(案)について議決を求める件

平成17年度事業計画（案）及び歳入歳出予算（案）は関連があることから一括上程され、最初に平成17年度事業計画（案）について今井常務理事から説明があり、その概要は次のとおり。

### 医療保険をとりまく情勢

医療保険制度をとりまく情勢は、急速な高齢化の進展や長引く経済の低迷などにより、いまだに多くの保険者が厳しい財政運営を余儀なくされている状況にあります。

こうしたなかで政府は、先に平成15年3月に閣議決定された医療保険制度改革に関する基本方針を具体化するため、社会保障審議会医療保険部会において、保険者の再編・統合の促進や新しい高齢者医療制度の創設、医療保険制度改革の全体像などが審議され、平成18年の通常国会に医療保険制度改革関連法案として提出される予定となっております。

本組合といたしましても、医療保険制度改革に適応した体制づくり及び将来にわたっての組合運営の健全性の確保のため、組合運営に取り組んで参ります。

### I. 事業運営の基本方針

このような状況のもと、平成17年度は給付割合の変更ならびに保険証のカード化を実施するとともに、年々増大する医療費の分析をおこない、時代に適応した組合運営に向けて最善の努力をして参ります。

### II. 実施事業

#### 1. 医療給付費保険料の徴収

##### (1) - 所得割 -

ア. 1種組合員は、毎年、前年の1月から12月までの社会保険及び国民健康保険並びに老人保健に係る診療報酬の合算額に1000分の6.5を乗じた額とする。

ただし、その額が月額32,500円(年額390,000円)を超えるとときは、月額32,500円(年額390,000円)を上限とし、下限月額は4月のみ1,900円、5月から3月は1,600円(年額19,500円)とする。

なお、医療法人(保険診療を取り扱っていない者・矯正を標榜する者を除く)は医療機関ごとによる。

イ. 保険診療を取り扱っていない者(医療法人含む)

月額32,500円(年額390,000円)

ウ. 矯正を標榜する者(医療法人含む)

月額32,500円(年額390,000円)

エ. 1種組合員が開設する同一医療機関において、当該組合員に属する世帯の夫婦・親子会員のうち、2人目以降は所得割保険料は免除する。

オ. 1種組合員の勤務医

月額15,000円(年額180,000円)

カ. 新規加入し新規開業した者で、前年の診療報酬額がない者(医療法人含む)は、月額13,000円(年額は加入月による)とする。

ただし、翌年度からは、後記、クと同様の取り扱いとする。

キ. 新規加入し新規開業した者で、保険診療を取り扱っていない者(医療法人含む)または、矯正を標榜する者(医療法人含む)は、月額13,000円(年額は加入月による)とする。  
ただし、翌年度からは、前記、イまたはウと同様の取り扱いとする。

ク. 新規加入し既に開業した者で、前年の診療報酬があり稼働月数が11ヶ月以下の者(医療法人含む)は、診療報酬額に1000分の6.5を乗じた額に稼働月数で除し、月額保険料とする。また、未稼働月は月額13,000円とする。  
ただし、年額が上限額を超えないこととする。

ケ. 新規加入し既に開業していた者で、前年の診療報酬があり稼働月数が12ヶ月以上の者(医療法人含む)は、前記、アと同様の取り扱いとする。

コ. 前記、イ・ウに該当する者は、保険料調定変更申請書に医業収入の把握ができる書面(前年分確定申告書)を添えて申請し、1000分の6.5を乗じた額に変更することができる。ただし、申請はその年度の6月末までの1年度間に1回とする。

サ. 診療報酬額の把握が出来ない者は上限とし、月額32,500円(年額390,000円)とする。

(2) -均等割- (1人当たり)

|          |    |         |
|----------|----|---------|
| 1種組合員    | 月額 | 7,000円  |
| 1種組合員の家族 | 月額 | 5,000円  |
| 2種組合員    | 月額 | 15,500円 |
| 2種組合員の家族 | 月額 | 5,000円  |
| 3種組合員    | 月額 | 8,000円  |
| 3種組合員の家族 | 月額 | 5,000円  |



今井常務理事

## 2. 介護納付金保険料の徴収

| (介護納付金保険料納付該当者)                      | (介護納付金保険料額)                        |
|--------------------------------------|------------------------------------|
| 組合員及び当該組合員の世帯に属する被保険者のうち40歳以上65歳未満の者 | 1人当たり<br>月額 2,800円<br>(年額 33,600円) |

(平成17年4月1日施行)

## 3. 療養給付費等の支給(給付状況)

### (1) 給付割合

給付割合については、組合員は入院・入院外ともに8割給付とし、家族は入院・入院外ともに7割給付とする。

ただし、3歳未満は入院・入院外ともに8割給付とする。

また、前期高齢者(平成14年10月1日以降に70歳を迎える者から75歳未満の者)につい

での給付割合は、入院・入院外ともに9割給付とする。

ただし、当該療養の給付を受ける者の属する世帯に属する前期高齢者及び老人保健該当者の所得の額が一定以上であるとき入院・入院外ともに8割給付とする。

(平成17年8月1日施行)

## (2) 歯科給付

歯科給付については、次のとおりとする。

ア. 1種組合員の家族は、自家診療（老人保健該当者は除く）を基本とするため給付対象外とする。

ただし、次のような事情にある場合は、歯科診療承認申請書（様式第26号）を提出し承認を得れば給付対象とする。

なお、保険料が納付期日までに完納されていること。

① 長期の入院（連続して90日以上）などによる休診等のような場合。

② 自宅を離れて修学している者は、修学地においてのみ給付を受けることができる（歯科診療承認申請書に在学証明書を添付すること）。また、終末処置は錬成充填、又はインレーまでとする。

イ. 1種及び2種組合員については、当分の間次に掲げるものについては給付対象外とする。

① 初診・再診時の加算項目

② 鑄造歯冠修復及び補綴関係全般

なお、終末処置の錬成充填は給付する。

ウ. 2種及び3種組合員並びにその家族は、2種及び3種組合員が勤務する診療所において治療を受けた場合は給付対象外とする。

エ. 自家診療、近親者（2親等まで）の歯科診療は給付対象外とする。

ただし、老人保健該当者は給付対象とする。

オ. 1種組合員及びその家族並びに2種組合員について、次に掲げる特別の事情のある場合は給付対象とする。

① 歯科口腔領域における特殊な疾患についての治療。

ただし、承認申請書（様式第26号）を提出し、承認を受けなければならない。

② 入院中、又は閉院等によって診療ができないとき。

(平成17年4月1日施行)

## (3) 高額療養費の支給

高額療養費の支給については、同じ被保険者が同じ月内に、同じ医療機関で支払った一部負担金が自己負担限度額を超える場合、申請により一部負担金から自己負担限度額を控除した額を支給する。



金山(建)議員(長野県支部)

## 高額療養費の自己負担限度額

| 区 分       |       | 自己負担限度額  |
|-----------|-------|--|
| 国保世帯全体(C) | 上位所得者 | 139,800円 + (総医療費 - 466,000円) × 1%<br>(多数該当: 77,700円) |
|           | 一 般   | 72,300円 + (総医療費 - 241,000円) × 1%<br>(多数該当: 40,200円)  |
|           | 低所得者  | 35,400円<br>(多数該当: 24,600円)                           |

| 区 分        |         | 自己負担限度額      |  |
|------------|---------|--------------|--|
| 70歳以上(除老人) | 一定以上所得者 | 個人単位(外来のみ:A) | 40,200円  |
|            |         | 世帯単位(入院含む:B) | 72,300 + (総医療費 - 361,500円) × 1%<br>(多数該当: 40,200円) |
|            | 一 般     | 個人単位(外来のみ:A) | 12,000円  |
|            |         | 世帯単位(入院含む:B) | 40,200円  |
|            | 低所得Ⅱ    | 個人単位(外来のみ:A) | 8,000円   |
|            |         | 世帯単位(入院含む:B) | 24,600円  |
|            | 低所得Ⅰ    | 個人単位(外来のみ:A) | 8,000円   |
|            |         | 世帯単位(入院含む:B) | 15,000円  |

①70歳以上の被保険者の外来自己負担のみを個人単位で合算し、Aの限度額を適用。

②70歳以上の各被保険者の自己負担(①のAまでの額及び入院分)について世帯単位で合算し、Bの限度額を適用。

③70歳未満の被保険者の自己負担額(合算対象基準額(21,000円)以上のレセプトのみ)と70歳以上の被保険者の自己負担(②のBまでの額)を世帯全体で合算して、Cの限度額を適用。

### (4) 出産育児一時金の支給

被保険者が出産したときは、申請により一律300,000円を支給する。

### (5) 葬祭費の支給

- |                        |          |
|------------------------|----------|
| ア. 1種組合員が死亡したとき        | 200,000円 |
| イ. 2・3種組合員が死亡したとき      | 100,000円 |
| ウ. 1・2・3種組合員の家族が死亡したとき | 50,000円  |

### (6) 療養費の支給

療養の給付を行うことが困難(コルセット等の装具装着など)なときは、申請により療養費の支給を行う。

### (7) 海外療養費の支給

被保険者が海外において療養をうけた場合の費用について、申請により海外療養費の支給を行う。

### (8) 移送費の支給

入院や転院または通院の際に歩行が困難なため、車輦による移送を行ったときは、申請により移送費を支給する。



佐藤議員(新潟県支部)

(9) 傷病手当金の支給

組合員が10日以上継続して入院した場合。

1種組合員 1日につき 4,000円

2・3種組合員 1日につき 1,500円

ただし、90日を限度とする。(同一年度内)

(平成17年4月1日施行)



齋藤議員(福井県支部)

4. 被保険者の指導

- (1) 加入後に、即受診をされる者に対する指導
- (2) はしご受診者に対する指導
- (3) 県外受診者に対する調査、指導
- (4) 老人保健受診該当者に対する調査、指導
- (5) 柔道整復の適正な受診のための調査、指導

5. 保健事業

被保険者の、疾病及び負傷に関し保険給付を行うだけでなく、さらに保健事業によって被保険者の健康の保持増進を図り、ひいては組合財政の健全化をバックアップしていくうえで重要な事業である。

これまでも各支部の独自性に基づき被保険者の健康管理、健康の保持増進のため生活習慣病検診、人間ドック、健康レクリエーション活動等の推進を図ってきたところであるが、更に強力で推進を図る。

(1) 保健事業費の交付

ア. 定額交付分 各支部一律 1,550,000円

イ. 被保険者割交付分

被保険者 1人当たり 440円

(2) 節目検診費用の交付

組合員がすすんで自分の健康保持増進に努めることにより、疾病の発生を未然に防いだり、早期発見によって重症化を防いだりといった、組合員一人一人の幸せな生涯にわたっての健康づくりを支援し、国保事業のより健全な運営を期するため、節目検診事業を強力で推し進める。

なお、組合員(節目検診に該当した1種組合員の被保険者である配偶者を含む)に対し、1人当たりについて30,000円を補助する。

(3) 資金貸付事業の実施

高額療養費資金貸付事業、出産費資金貸付事業について、円滑な実施に取り組みます。

(4) 医療費通知の実施

被保険者に対し、保険料の大切さを認識してもらうため、医療費通知を実施します。

なお、昨年度に引き続き、加入後に即受診された者及び多重受診された者に対する医療費通知を実施します。

#### (5) 健康家庭表彰の実施

3年度間にわたって一度も保険給付を受けなかった健康家庭に対し、記念品を贈呈する。

#### (6) 健康啓発事業の検討

健康管理に対する意識の高揚を図るため、健康啓発事業等の推進について検討を進める。

### 6. レセプト点検の実施

平成11年度から段階的に点検支部を拡充し、平成13年度から全支部を対象に、レセプト点検を行ってきたところである。

また、費用対効果についても徐々に上向いてきており、国庫補助金を含めた効果額はかなりの成果をあげており、今後とも引き続きレセプト点検を強力に進めて参ります。

### 7. 広報活動の実践

(1) 会報等により、保険料の大切さについてPRしていきます。

(2) ホームページを通じて国保事業運営についての理解を求め、広くPRしていきます。

(3) 国保のしおりについて、改訂版を作成します。

## Ⅲ. 事務処理の適正化と効率化

71,358人（平成16年12月末現在）の、被保険者に対する適正な業務執行と、事務処理の効率化・適正化に万全を期するとともに、年々増大する事務量に対応するため、引き続き優先順位の高いものから、順次システム開発（システムへの機能追加のための開発並びに東京事務所のシステム開発）を推進し、組合員に対する一層のサービスの向上を図るとともに、増大する事務量を吸収していきます。

また、今後の医療保険制度の改革に対し、システム開発により対応すべく、その準備に万全を期します。

## Ⅳ. 諸会議等の開催及び出席

組合運営の健全化と事業運営の円滑化に資するため、組合会、理事会、常務会、監事会、職員事務研修会等の諸会議を開催するとともに、関係団体等における各種会議等にも積極的に参加する。

## Ⅴ. 各種関係団体との連携

全国国民健康保険組合協会（全協）、全国歯科医師国民健康保険組合連合会（全歯連）、全協の各ブロック支部などの関係団体との連携により、適切な情報交換等を行い、組合運営の健全性の確保と事業の円滑化及び効率化に努める。

## 第2号議案 平成17年度歳入歳出予算(案)について議決を求める件

第1号議案に続いて平成17年度歳入歳出予算(案)について鈴木(哲)常務理事より説明があり、その概要は次のとおり。

第1号議案、第2号議案の説明について質疑応答の後、それぞれの議案について採決に入り原案どおり全員挙手により可決承認された。

### I. 歳入

1款 保険料収入は、被保険者の増及び介護納付金保険料の改定に伴い、保険料収入が伸びたことにより、全体として179,103,000円前年度を上回ることとなった。

(1) 医療給付費保険料は、前年度の8,268,989,000円から8,350,579,000円と81,590,000円上回る額を計上した。

(2) 介護納付金保険料は、前年度の621,090,000円から718,603,000円と97,513,000円上回る額を計上した。

2款 国庫支出金(国からの補助金)は、全体として107,070,000円前年度を下回ることとなった。

(1) 事務費負担金は、44,421,000円を計上した。

(2) 国庫補助金は、歳出の各予算額をもとに、国庫補助の算定基準により算出し、全体として106,118,000円前年度を下回ることとなった。

ア. 療養給付費補助金は、1,617,301,000円を計上した。

イ. 老人保健医療費拠出金補助金は、1,339,851,000円を計上した。

ウ. 介護納付金補助金は、339,581,000円を計上した。

エ. 出産育児一時金等補助金は、49,500,000円を計上した。

オ. 高額医療費共同事業補助金は、12,799,000円を計上した。

3款 高額医療費共同事業交付金は、98,839,000円を計上した。



鈴木(哲)常務理事



山崎議員(富山県支部)

4款 財産収入は、7,135,000円を計上した。

5款 繰入金は、本年度は繰入れを行わないことから予算措置として1,000円を計上した。

6款 繰越金は、700,000,000円で、前年度と同額を計上した。

7款 諸収入は、27,000円を計上した。

### II. 歳出

1款 組合会費は、15,500,000円を計上した。

2款 総務費は601,851,000円となり、ほぼ前年度と同程度の額を計上した。

なお、特別支部運営費交付金については、80,000,000円を計上した。

3 款 保険給付費は、6,353,769,000円を計上した。

なお、療養給付費については、平成17年8月より組合員の給付割合が変更されるのを加味して、給付割合別に伸び率を設定し前年度実績見込みより積算した。

(9割→8% 8割→5% 7割→6% 8割(3歳未満)→3%)

その他給付については、過去の実績数値を参考に積算した。

4 款 老人保健拠出金は、前年度の4,265,880,000円から4,060,158,000円と205,722,000円下回る額を計上した。

5 款 介護納付金は、前年度の924,947,000円から1,043,136,000円と118,189,000円上回る額を計上した。

6 款 共同事業拠出金は、123,720,000円を計上した。

7 款 保健事業費は、保健事業費交付金、節目検診交付金など保健事業に要する費用として181,400,000円を計上した。

8 款 積立金は、特別積立金については、法定額を満たしているため予算措置として1,000円を計上した。

給付費等支払準備金については、法定額を満たしていないと見込まれるため10,000,000円を計上した。

なお、別途積立金及び事務所管理積立金、役職員退職死亡給与積立金については、前年度と同額を計上した。

9 款 諸支出金は、予算措置のため1,000円を計上した。

10 款 予備費は、834,103,000円となった。

### Ⅲ. 総括

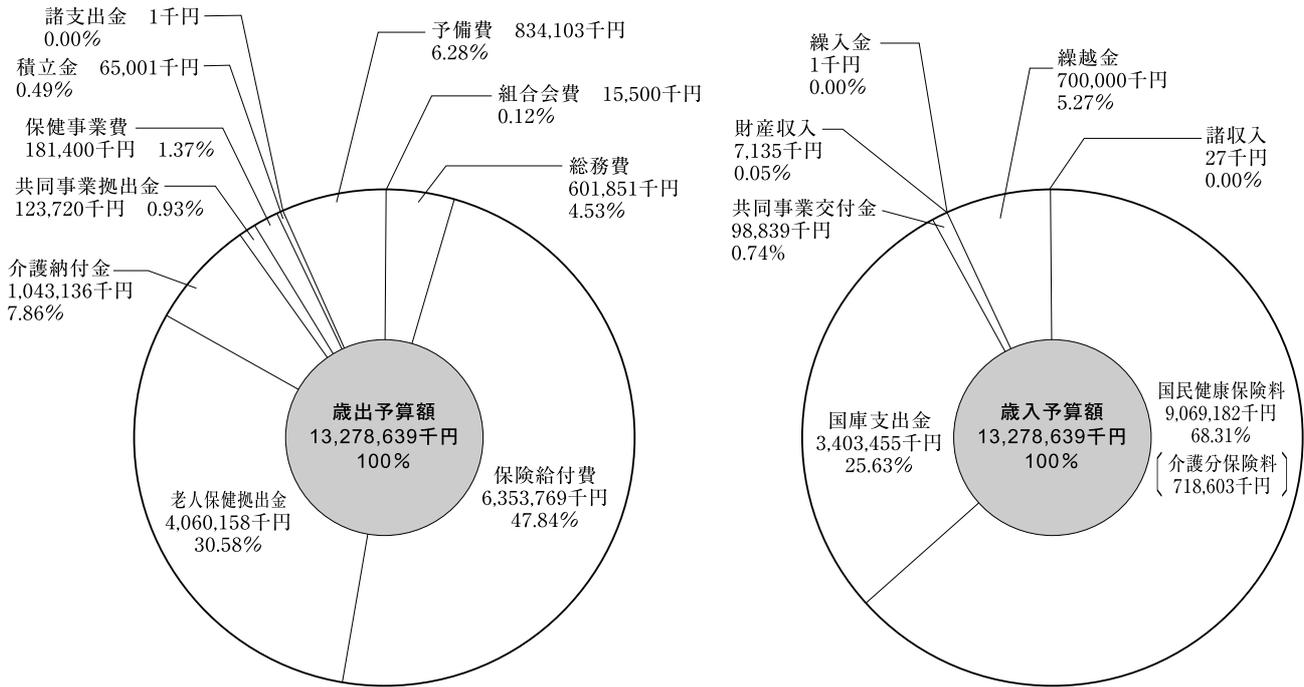
平成17年度歳入歳出予算は、13,278,639,000円となり、前年度より99,052,000円上回る予算となった。



川口議員(富山県支部)



平成17年度 歳入・歳出予算に占める各款別構成割合



全国歯科医師国民健康保険組合  
歳入歳出予算書総括表

歳入

(単位：千円)

| 款          | 本年度予算額     | 前年度予算額     | 比較        |
|------------|------------|------------|-----------|
| 1. 国民健康保険料 | 9,069,182  | 8,890,079  | 179,103   |
| 2. 国庫支出金   | 3,403,455  | 3,510,525  | - 107,070 |
| 3. 共同事業交付金 | 98,839     | 74,090     | 24,749    |
| 4. 財産収入    | 7,135      | 4,866      | 2,269     |
| 5. 繰入金     | 1          | 1          | 0         |
| 6. 繰越金     | 700,000    | 700,000    | 0         |
| 7. 諸収入     | 27         | 26         | 1         |
| 歳入合計       | 13,278,639 | 13,179,587 | 99,052    |

歳出

| 款          | 本年度予算額     | 前年度予算額     | 比較        |
|------------|------------|------------|-----------|
| 1. 組合会費    | 15,500     | 14,800     | 700       |
| 2. 総務費     | 601,851    | 588,851    | 13,000    |
| 3. 保険給付費   | 6,353,769  | 6,666,597  | - 312,828 |
| 4. 老人保健拠出金 | 4,060,158  | 4,265,880  | - 205,722 |
| 5. 介護納付金   | 1,043,136  | 924,947    | 118,189   |
| 6. 共同事業拠出金 | 123,720    | 131,145    | - 7,425   |
| 7. 保健事業費   | 181,400    | 177,900    | 3,500     |
| 8. 積立金     | 65,001     | 125,001    | - 60,000  |
| 9. 諸支出金    | 1          | 1          | 0         |
| 10. 予備費    | 834,103    | 284,465    | 549,638   |
| 歳出合計       | 13,278,639 | 13,179,587 | 99,052    |

### 第3号議案 規約の一部改正(案)について議決を求める件

一部負担金、傷病手当金の支給額及び介護納付金保険料の改定にともなう規約の一部改正(案)について、今井常務理事より次のように説明があり、質疑応答の後、採決に入り原案どおり全員挙手により可決承認された。

#### ○第12条 一部負担金についての改正理由

被用者保険は、本人、家族ともに給付割合は原則7割給付となっており、現在、国民健康保険組合の殆どが7割給付もしくは8割給付となっている。

こうした状況の中、本組合が9割給付を実施していることに対して、行政をはじめ、全協や全協加盟組合からも、本組合が均衡を失しているとの指摘を受けている。

こうした状況を勘案すると9割給付を維持して行くことは、国庫補助を受けている保険者と言う立場から困難と判断し、8割給付とするものである。

また、1人当たり医療費の高い前期高齢者を一般制度で対応することになったことから、今後、医療費が増大することが予測されるために、受益者にも応分の負担を求めることとした。

#### ○第15条 傷病手当金についての改正理由

組合員が病気等で入院した時に、その療養のため引き続き10日以上入院した場合、90日を限度として入院した日から入院期間中傷病手当金として支給するものである。

本年8月1日から療養給付費の給付割合を9割から8割に引き下げることに伴う組合員の負担増を軽減する目的から、傷病手当金を引き上げるものである。

#### ○第18条 介護納付金保険料についての改正理由

介護納付金保険料は、支払基金から通知される給付費納付金見込額から国庫補助見込額を減じて得た金額が、本組合の保険料徴収の総額となる。

この総額を第2号被保険者数で除して得た金額が1人当りの年額保険料となる。

これに基づき算定した平成17年度の介護納付金保険料は2,800円となった。

全国歯科医師国民健康保険組合規約の一部改正(案)新旧条文対照表

(下線部が改正部分)

| 現 行 条 文  | 改 正 ( 案 )  |
|--|--|
| <p>(一部負担金)</p> <p>第12条 保険医療機関又は保険薬局において療養の給付を受ける被保険者（老人保健法の規定による医療を受けることができる者を除く。）が、その給付を受ける際に支払う一部負担金等の割合は次に掲げるものとする。</p> <p>一 組合員 10分の1</p> <p>二 世帯員 10分の3（70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合 10分の1）</p> <p>三 3歳に達する日の属する月以前である場合 10分の2</p> | <p>(一部負担金)</p> <p>第12条 保険医療機関又は保険薬局において療養の給付を受ける被保険者（老人保健法の規定による医療を受けることができる者を除く。）が、その給付を受ける際に支払う一部負担金等の割合は次に掲げるものとする。</p> <p>一 組合員 10分の2</p> <p>二 世帯員 10分の3</p> <p>三 3歳に達する日の属する月以前である場合 10分の2</p> <p>四 70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合（次号に掲げる場合を除く。）<br/>10分の1</p> <p>五 70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合にあって、当該療養の給付を受ける者の属する世帯に属する被保険者（70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する者その他国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第27条の2第1項に規定する者に限る。）について同条第2項に規定するところにより算定した所得の額が同条第3項に規定する額以上であるとき<br/>10分の2</p> |
| <p>(傷病手当金)</p> <p>第15条 組合は毎月納付すべき保険料を納付期日までに納付している組合員が療養の給付等（老人保健法の規定による医療を含む。）を受けている場合において、その療養のため、引き続き10日以上継続して入院した場合は、入院した日から入院期間中傷病手当金として、1種組合員は1日3,000円、2・3種組合員は1,000円を支給する。ただし、同一年度内の疾病について支給期間90日を限度とする。</p>                | <p>(傷病手当金)</p> <p>第15条 組合は毎月納付すべき保険料を納付期日までに納付している組合員が療養の給付等（老人保健法の規定による医療を含む。）を受けている場合において、その療養のため、引き続き10日以上継続して入院した場合は、入院した日から入院期間中傷病手当金として、1種組合員は1日4,000円、2・3種組合員は1,500円を支給する。ただし、同一年度内の疾病について支給期間90日を限度とする。</p>  |
| <p>(保険料の賦課額)</p> <p>第18条 略</p> <p>2. 略</p> <p>3. 介護納付金保険料は、組合員及び当該組合員の世帯に属する被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者1人当たり月額2,500円とする。</p>   | <p>(保険料の賦課額)</p> <p>第18条 略</p> <p>2. 略</p> <p>3. 介護納付金保険料は、組合員及び当該組合員の世帯に属する被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者1人当たり月額2,800円とする。</p>   |
|  | <p>附 則</p> <p>1. この規約は、平成17年4月1日から施行する。</p> <p>2. この規約による改正後の第12条の規定は平成17年8月1日から施行する。</p>  |

## 第4号議案 新理事の承認を求める件

平成17年度からの新理事について、今井常務理事から説明があった。その概要は次のとおり。

平成17年度からの新理事について、各支部から別掲の新理事候補者が推薦されており、承認されたい旨の説明があり採決に入り全員挙手により可決承認された。

ここで組合会が暫時中断になり、可決承認を得た新理事たちにより別室で役員選任理事会が開催され、理事長の選任を行った。

役員選任理事会では山口県の永富理事が議長を務め、立候補者が出なかったため、協議方式によりとり行われ、山梨県の金山理事が満場一致で理事長に再任された。

ここで組合会を再開、議長を務めた永富副理事長から理事長は山梨県支部の金山公彦先生に役員選任理事会で決定した旨の報告がされ、就任の挨拶が行われた。

### 新理事推薦名簿

| 支 部 | 推薦理事氏名 | 支 部 | 推薦理事氏名 | 支 部 | 推薦理事氏名 |
|-----|--------|-----|--------|-----|--------|
| 栃 木 | 小塚 照夫  | 岡 山 | 馬場 宣道  | 新 潟 | 今井 博   |
| 山 梨 | 金山 公彦  | 山 口 | 永富 稔   | 岩 手 | 鈴木 哲男  |
| 青 森 | 高橋 勝治  | 島 根 | 恒松 研二  | 石 川 | 中川 忠夫  |
| 岐 阜 | 横山 靖夫  | 鳥 取 | 林 伸伍   | 長 野 | 一志 忠廣  |
| 富 山 | 栗山 豊実  | 香 川 | 亀田 任弘  | 福 井 | 大久保雅男  |
| 滋 賀 | 白石 宣   | 徳 島 | 福島 襄   | 沖 縄 | 又吉 達雄  |
| 京 都 | 出口 康雄  | 高 知 | 恒石 定男  |     |        |

□ は、今期変更になった推薦理事



京 都  
出口 康雄



徳 島  
福島 襄



高 知  
恒石 定男

※前期から引き続き理事に就任されました先生方の顔写真は省略させていただきました。

### 〔参 考〕

#### 理 事

##### 規約

(理事の選出及び選任)

第40条 理事は、次により選出し、組合会において選任する。

- 一 各支部から、1名
- 二 理事長が指名する者、若干名

##### 選挙規則

(理事の選出)

第9条 規約第40条の規定により各支部は任期満了年度の1月末日までに、支部役員の中から理事1名を選出する。なお、支部役員の中から選出することができない特段の事情が生じたときに限り、経験豊かな支部役員の経歴を有する者を選出することができる。

2. 前項により選出された理事は、組合会に諮り承認を得るものとする。

## 金山理事長 所信表明

平成17年4月1日



第55回組合会で再度理事長に選任されましたので健全な組合運営に努力して参ります。

前期と同様に組合員、職員の皆様のご協力をお願い致します。

15年に閣議決定された医療保険制度の具体的な改革案は、昨年度から厚労省の社会保障審議会医療保険部会で本格的に協議されています。その中で国保組合に関係する事項としては国庫補助の見直しと新たな高齢者医療保険制度の創設、組合の統廃合の3点に注目する必要があると思われます。この改革は19年度に施行される予定ですので情報を適確に把握してしっかり対応して参ります。

全国歯としては組合運営の健全化と安定化に努め、組合員の疾病予防、健康管理体制を築くことを基本目標とし、20府県の集合体であることを念頭に置き、規約、規則を厳守して公平性と調和を尊重し民主的運営方法を実践して組合の発展に努めて参ります。

当面の主な問題としては、年々増加する療養給付費の削減策、7割給付の可否、保険料の不公平感の払拭、規則、規約の見直し等ではありますが、常務会、理事会で慎重に協議して組合員全員が納得出来る方式を構築するように努力して参ります。

本年度の主な会務は、給付割合の変更（8割給付）による保険証の書き換えをプラスチックカードにして新システムで行うことです。希望者には利便性と安全性を持った医療機関での支払い機能付き保険証を発行いたします。官公立病院では患者の窓口会計業務の迅速簡素化と安全、正確性を確保するためにクレジットカードでの支払いが進んでいますので将来的には今回のシステムでのカード支払いは日常化するものと予測しています。

全歯連からは費用対効果が期待できず経費削減で退会いたしました。全国歯設立の時点での「大同団結による相乗効果による健全な組合運営」を目標に門戸を開いて更なる発展に努力して参りたいと思っています。

歯科界の現状は悲観的ですが、全国歯は歯科医師とその従業員、家族の国保業務をしっかりと行い、安心して診療に従事出来るように頑張りますので、要望事項等を出して、ご協力頂きますようお願い致します。

## 第5号議案 指名理事及び専務理事の承認を求める件

規約第40条二号並びに選挙規則第13条第1項及び国民健康保険法第23条の3項の規定に基づき、今井常務理事から説明があった。その概要は次のとおり。

先程開催いたしました役員選任理事会で、金山理事長より指名理事につきまして、引き続き山梨県支部の池谷剛先生を指名されましたので、組合会での議決承認をお願いするものでございます。



池谷 剛

続きまして現専務理事である安原専務理事につきましては、国保法第23条の3に理事及び監事は、規約の定めるところにより、組合員のうちから組合会で選任する。ただし、特別の事情があるときは組合員以外の者のうちから組合会で選任することを妨げない。とあり、役員選任理事会で承認を頂きましたので組合会での議決承認をお願いするところでございます。と説明があり、採決に入り、全員挙手により可決承認された。

### 〔参 考〕

#### 指名理事

##### 規約

(理事の選出及び選任)

第40条 理事は、次により選出し、組合会において選任する。

- 一 各支部から、1名
- 二 理事長が指名する者、若干名

##### 選挙規則

(指名理事)

第13条 規約第40条二号に定める理事長が指名する者（以下「指名理事」という。）は5名以内とする。

- 2 略
- 3 略

#### 専務理事

##### 国民健康保険法

(役 員)

第23条 略

- 2 略
- 3 理事及び監事は、規約の定めるところにより、組合員のうちから組合会で選任する。ただし、特別の事情があるときは、組合員以外の者のうちから組合会で選任することを妨げない。

- 4 略

## 第6号議案 監事選任の件

今井常務理事から説明があった。その概要は次のとおり。

監事の選任にあたりましては、規約第48条で組合会で選任することとなっており、選挙規則第14条2項で地区代表議員で構成される議員会で選出することとなっております。と説明があり、役員選任理事会が行われている間に各地区より代表議員2名が選出されており、議長から発表があった。

A地区 栃木県支部 阿部議員、岩手県支部 中屋敷議員

B地区 岐阜県支部 畑佐議員、滋賀県支部 古藤議員

C地区 島根県支部 青戸議員、山口県支部 西嶋議員

以上の6名が地区代表議員に決定し、オブザーバーとして今井常務理事を加え、別室にて協議が行われた。

委員長には、岐阜県支部の畑佐議員が選ばれ、畑佐委員長より、慎重に協議いたしました結果、新監事には

A地区 青森県支部 高畑先生

B地区 富山県支部 宮田先生

C地区 徳島県支部 大久保(有)先生

を全員一致で決定いたしました。なお年3回の単独で開催される常務会に出席して頂く1名の監事は、徳島県支部大久保(有)先生にお願いすることで意見の一致をみました。と報告があり、採決に入り、全員挙手により可決承認された。



高畑監事



大久保(有)監事



宮田監事

〔参 考〕

監事

規約

(監事の選任及び兼職の禁止)

第48条 監事は、組合会において選任する。

2. 監事は、組合の理事又は職員と兼ねてはならない。

選挙規則

(監事の選出)

第14条 監事の選任は、任期満了の年の3月31日までに組合会において行う。

2. 監事の選任に当たっては、地区代表議員(※)で構成される議員会で選出のうえ組合会に諮り承認を得るものとする。

※地区代表議員：A地区、B地区、C地区の各ブロックの組合会議員の中から推薦された2名の者をいう。(選挙規則第8条第2項)



閉会の辞 鈴木(實)副理事長

|       | A 地区                            | B 地区                            | C 地区  |
|-------|---------------------------------|---------------------------------|---|
| 支 部 名 | 青森県・岩手県・<br>山梨県・栃木県・<br>新潟県・長野県 | 岐阜県・富山県・<br>滋賀県・京都府・<br>石川県・福井県 | 岡山県・山口県・<br>島根県・鳥取県・<br>香川県・高知県・<br>徳島県・沖縄県 |

# 平成17年度 会議開催日程

|             |              |         |
|-------------|--------------|---------|
| 1. 第1回 理事会  | 4月1日(金)      | 13時     |
| 第1回 常務会     | 4月1日(金)      | 理事会終了後  |
| 2. 第2回 常務会  | 5月11日(水)     | 11時30分  |
| 3. 事務研修会    | 5月20日(金)     | 13時～17時 |
|             | 5月21日(土)     | 9時～15時  |
| 4. 監事会      | 6月28日(火)     | 15時     |
| 5. 第3回 常務会  | 6月29日(水)     | 11時     |
| 第2回 理事会     | 6月29日(水)     | 13時     |
| 6. 第4回 常務会  | 7月27日(水)     | 11時     |
| 第56回 組合会    | 7月27日(水)     | 13時     |
| 7. 第5回 常務会  | 10月26日(水)    | 13時     |
| 8. 第6回 常務会  | 12月14日(水)    | 11時     |
| 第3回 理事会     | 12月14日(水)    | 13時     |
| 9. 第7回 常務会  | 平成18年2月8日(水) | 13時     |
| 10. 監事会     | 2月21日(火)     | 15時     |
| 11. 第8回 常務会 | 2月22日(水)     | 11時     |
| 第4回 理事会     | 2月22日(水)     | 13時     |
| 12. 第9回 常務会 | 3月22日(水)     | 11時     |
| 第57回 組合会    | 3月22日(水)     | 13時     |

## 報 告

**平成17年8月より「一部負担金の割合」が変更になります。**

## 1. 変更の内容

組合員の一部負担金の割合が「1割負担」から「2割負担」に変更になります。

(家族の一部負担金の割合は今までどおり「3割負担」です)

前期高齢者の一部負担割合も変更になり国保法にそった負担割合になります。

平成14年10月1日の改正では、前期高齢者は所得差により1割負担と2割負担(一定以上所得者)とに区別するように要望されました。しかし、全国歯は前期高齢者も同じ組合員であることから全国歯独自の優遇策として一定以上所得者も「1割負担」として給付してまいりましたが、8月より一定以上所得者は国保法どおり「2割負担」となります。

## 2. 変更理由

(1) 全国歯の1割負担の体制については、厚労省をはじめとして全協及び全協加盟国保組合からも他の組合と均衡が保てないと指摘されていました。

厚労省の平成15年の指導により国保組合の殆どが3割負担、2割負担となり被用者保険が本人、家族とも3割負担となっている現状を勘案するとこのまま1割負担を続けて行くことは国庫補助を受けている保険者という立場から困難と判断し、指導に順応して行くことになりました。

(2) 平成14年10月より1人当たり医療費の高い年齢層の前期高齢者を一般制度へ抱え込んだために療養給付費が増加したこと、老人保健加入者が減少しているのに老人保健拠出金が毎年増額されていることなど組合の健全運営の観点より負担割合を変更することになりました。

## 3. 変更の時期

平成17年8月1日 保険証の更新時期となります。



# 歯科給付の拡大について

## 1 〈改正理由〉

- (1) 一部負担割合の変更（組合員本人：1割負担→2割負担）に伴う措置。
- (2) 平成17年8月から保険証がカード化になり、マル学該当者（自宅を離れて修学している者）を把握することができなくなるための措置。

## 2 〈改正内容〉

- (1) 1・2種組合員の歯科給付制限でP処置の関連する部分を給付対象外としていたが、給付対象にすることとしたこと。
- (2) マル学該当者には歯科診療承認申請書と在学証明書を提出していただくことにしたこと。

## 3 〈改正時期〉

平成17年4月1日（4月診療分）

## 全国歯科医師国民健康保険組合施行規則の一部改正 新旧条文対照表

(下線が改正部分)

| 現 行 条 文   | 改 正 条 文  |
|---|--|
| <p>施行規則<br/>第4章 保険給付</p> <p>(歯科給付)</p> <p>第9条 歯科給付については、次のとおりとする。</p> <p>一 1種組合員の世帯員は、自家診療（老人保健該当者は除く）を基本とするため、給付対象外とする。<br/>ただし、長期の入院（連続して90日以上）などによる休診等のような場合は、<u>歯科診療承認申請書（1種家族の世帯用）を提出し、承認を受ければ給付することができる。</u><br/>なお、保険料が納付期日までに完納されていること。</p> <p>二 1種及び2種組合員については、当分の間次に掲げるものについては、給付対象外とする。<br/>・ 初診・再診時の加算項目<br/>・ 歯周病全般<br/>・ 鑄造歯冠修復及び補綴関係全般<br/>なお、終末処置の錬成充填は給付する。</p> <p>三 2種及び3種組合員並びにその世帯員は、2種及び3種組合員が勤務する診療所において治療を受けた場合は、給付対象外とする。</p> <p>四 自家診療、近親者（2親等まで）の歯科診療は給付対象外とする。<br/>ただし、老人保健該当者は給付対象とする。</p> <p>2. 1種組合員及びその世帯員並びに2種組合員について、次に掲げる特別の事情にある場合は給付対象とする。</p> <p>(1) 入院中又は修学中の者（修学地においてのみ）。ただし、<u>終末処置は錬成充填又はインレーまでとする。</u></p> <p>(2) <u>歯科口腔領域における特殊な疾患についての治療。</u>ただし、承認申請書（様式第26号）を提出し、承認を受けなければならない。</p> <p>(3) 閉院等によって診療ができないとき。</p> | <p>施行規則<br/>第4章 保険給付</p> <p>(歯科給付)</p> <p>第9条 歯科給付については、次のとおりとする。</p> <p>一 1種組合員の世帯員は、自家診療（老人保健該当者は除く）を基本とするため、給付対象外とする。<br/>ただし、<u>次のような事情にある場合は、歯科診療承認申請書（様式第26号）を提出し承認を得れば給付対象とする。</u><br/>なお、保険料が納付期日までに完納されていること。</p> <p>(1) <u>長期の入院（連続して90日以上）などによる休診等のような場合。</u></p> <p>(2) <u>自宅を離れて修学している者は、修学地においてのみ給付を受けることができる（歯科診療承認申請書に在学証明書を添付すること）。また、終末処置は錬成充填、又はインレーまでとする。</u></p> <p>二 1種及び2種組合員については、当分の間次に掲げるものについては、給付対象外とする。</p> <p>(1) 初診・再診時の加算項目</p> <p>(2) 鑄造歯冠修復及び補綴関係全般<br/>なお、終末処置の錬成充填は給付する。</p> <p>三 2種及び3種組合員並びにその世帯員は、2種及び3種組合員が勤務する診療所において治療を受けた場合は、給付対象外とする。</p> <p>四 自家診療、近親者（2親等まで）の歯科診療は給付対象外とする。<br/>ただし、老人保健該当者は給付対象とする。</p> <p>2. 1種組合員及びその世帯員並びに2種組合員について、次に掲げる特別の事情にある場合は給付対象とする。</p> <p>(1) <u>歯科口腔領域における特殊な疾患についての治療。</u>ただし、承認申請書（様式第26号）を提出し、承認を受けなければならない。</p> <p>(2) <u>入院中、又は閉院等によって診療ができないとき。</u></p> |
|   | <p>附 則</p> <p>1. この規則は、平成17年4月1日から施行する。</p>  |

## 平成16年 秋の褒賞受章者



瑞宝双光章を受章された畑佐稔議員の紹介が今井常務理事よりあり、記念品を金山理事長より贈呈されました。受章されました畑佐先生には、お体に呉々もご自愛頂き、益々ご壮健であられますことを祈念いたしますと共に、今後ともご指導よろしくお願い申し上げます。

学校保健功勞

畑 佐 稔氏

### 略 歴

大阪歯科医学専門学校卒業

昭和60年4月～平成15年3月 岐阜県歯科医師会  
代議委員

### 国保組合略歴

昭和60年4月～現在

昭和60年4月～昭和61年3月

昭和61年4月～現在

岐阜県支部理事  
組合会 予備議員  
組合会 議 員

### 日本歯科医師会略歴

平成6年4月～平成15年3月 日本歯科医師会代議員

## 平成16年度所得調査について(お礼)

昨年行いました所得調査につきましては、ご多忙の中を早速に快くご協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。お蔭様で心配されました回収率も組合員の皆様方のご協力により91%に達し、無事終了致しました。

なお、厚生労働省は、これをもとに各国保組合の財政力を指数化し国庫補助金の補助率に反映することとしております。

## 故 平松魁郎先生を偲ぶ



故 平松魁郎先生

全国歯科医師国民健康  
保険組合経歴

昭和53年4月1日(設立)  
～平成8年3月31日  
専務理事

平成8年4月1日  
～平成11年3月31日  
相談役

全国歯科医師国民健康保険組合  
副理事長 横山 靖夫

組合創設の父・平松魁郎先生とお別れして早や4ヵ月。今再び先生執筆の「悔いなし」(平成10年11月発行)のページを繰りながら思い出に浸っております。

私は26年間を通して、先生にオーラを感じたのは、常に「滅私奉公」の精神でした。類まれな天性ともいべき計算力を駆使し、組合合理化のために現20府県歯を統合した指導力、早くから事務のOA化の必要性を見通し、自ら率先して努力された姿は、ただ凄いの一言に尽きます。厳しさの中にも、他人への思いやり、気配りの効く人間味のある存在感の大きい先生でした。

お酒をこよなく愛されましたが、仕事の線上に酒の席を求めず、一線を引いて酒を「趣き」で人に接してこられたことは、お手本とすべきと思っております。

先生の描かれた「私たちの国保組合」を組合員が結束して作り上げていくことで先生への恩返しとしたいと思います。心からご冥福をお祈りします。

平成17年3月18日

# 必ず受けよう節目検診

## 早期発見と予防

当組合では、病気の「早期発見」と「予防」を目的として5歳刻みの節目の年齢を迎えられる方々が、健康診断、人間ドック等を受けられた場合、その費用（30,000円を限度とします）を補助しております。

今年度の節目検診該当者は、下記のとおりです。「まだ大丈夫だ」「健康だ」と思っている人ほど是非この機会に受診しましょう。

1種組合員の方につきましては配偶者の方も補助の対象となっておりますので、夫婦連れ立って検診を受けましょう。

### 【節目検診対象者】

1種組合員の方にあっては

平成17年度中に30歳以上で5歳刻みの節目の年齢を迎えられる方とその配偶者（被保険者である配偶者であって年齢は問わない）

2種組合員の方にあっては

平成17年度中に30歳以上で5歳刻みの節目の年齢を迎えられる方

3種組合員（同一医療機関に3年以上勤務されている方）にあっては

平成17年度中に25歳以上で5歳刻みの節目の年齢を迎えられる75歳までの方

### 【検診方法】

医療機関の指定はしませんので人間ドック等のできる医療機関で受けて下さい。

### 【補助金額】

最高限度額 30,000円迄（但し、1回の申請に限る）

### 【申請方法】

平成18年2月末日迄に、申請書に医療機関の領収書を添えて各支部事務所あて申請して下さい。申請は1回限り（保険証の使用は不可）とさせていただきます。申請期限を超えると申請する権利が無くなりますのでご注意下さい。



# 平成17年度第1回理事会開催される

## －第2期金山執行部役員決まる－

平成17年4月1日（金）スクワール麴町（東京：四ツ谷）において第2期金山執行部の役員を決める理事会が開催された。

始めに金山理事長が「全国歯を設立した先輩たちの大同団結という目標に向かって進まなければならない。それには、常務会、理事会、組合会での決議事項は、一致団結して業務執行にあたることが大前提である。」と挨拶があり、協議承認事項に移った。

副理事長、常務理事の選出について規約第42、44条に基づき、互選によって立候補者を募ったがいなかったため協議となり、理事の先生方の意見をもとに今井理事より「理事長の腹案を提示していただいて皆様に承認して良いかどうかお諮りした方が良いかと思ひます。」と発言され、理事の先生方一同賛成された。それにより理事長の一任となった結果、次のとおり役員が発表になり、決定した。

|      |     |    |    |
|------|-----|----|----|
| 副理事長 | 岐阜県 | 横山 | 靖夫 |
|      | 鳥取県 | 林  | 伸伍 |
|      | 長野県 | 一志 | 忠廣 |
|      | 滋賀県 | 白石 | 宣  |
|      | 沖縄県 | 又吉 | 達雄 |

|      |     |    |    |
|------|-----|----|----|
| 常務理事 | 新潟県 | 今井 | 博  |
|      | 京都府 | 出口 | 康雄 |
|      | 岩手県 | 鈴木 | 哲男 |
|      | 栃木県 | 小塚 | 照夫 |
|      | 山梨県 | 池谷 | 剛  |

職務代行については規約第42条2項、規約第44条第2項、について上記の順序にて行うこととなった。

（抜粋）

規約第42条第2項、副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故があるときは、予め理事会で決めた順位によりその職務を代行する。

規約第44条第2項、常務理事は、理事長の命を受けて業務を分掌し、専務理事に事故があるときは、予め理事会で決めた順位によりその職務を代行する。

# 全国歯科医師国民健康保険組合

## 役員名簿

平成17年4月1日現在

| 役職   | 府県   | 氏名     |
|------|------|--------|
| 理事長  | 山梨   | 金山 公彦  |
| 副理事長 | 岐阜   | 横山 靖夫  |
|      | 鳥取   | 林 伸伍   |
|      | 長野   | 一志 忠廣  |
|      | 滋賀   | 白石 宣   |
|      | 沖縄   | 又吉 達雄  |
| 専務理事 | (本部) | 安原 功三  |
| 常務理事 | 新潟   | 今井 博   |
|      | 京都   | 出口 康雄  |
|      | 岩手   | 鈴木 哲男  |
|      | 栃木   | 小塚 照夫  |
|      | 山梨   | 池谷 剛   |
| 理事   | 石川   | 中川 忠夫  |
|      | 青森   | 高橋 勝治  |
|      | 山口   | 永富 稔   |
|      | 香川   | 亀田 任弘  |
|      | 福井   | 大久保 雅男 |
|      | 島根   | 恒松 研二  |
|      | 岡山   | 馬場 宣道  |
|      | 富山   | 栗山 豊実  |
|      | 徳島   | 福島 襄   |
| 監事   | 高知   | 恒石 定男  |
|      | 徳島   | 大久保 有  |
|      | 青森   | 高畑 研佑  |
|      | 富山   | 宮田 靖雄  |

## 支部長名簿

平成17年4月1日現在

| NO | 支部名   | 支部長    |
|----|-------|--------|
| 01 | 栃木県支部 | 新井 武   |
| 02 | 山梨県支部 | 三塚 憲二  |
| 03 | 青森県支部 | 高橋 勝治  |
| 04 | 岐阜県支部 | 横山 靖夫  |
| 05 | 富山県支部 | 栗山 豊実  |
| 06 | 滋賀県支部 | 白石 宣   |
| 07 | 京都府支部 | 福田 滋   |
| 08 | 岡山県支部 | 小林 敏郎  |
| 09 | 山口県支部 | 永富 稔   |
| 10 | 島根県支部 | 青戸 泰吉  |
| 11 | 鳥取県支部 | 林 伸伍   |
| 12 | 香川県支部 | 亀田 任弘  |
| 13 | 徳島県支部 | 富塚 和彦  |
| 14 | 高知県支部 | 堅田 和洋  |
| 15 | 新潟県支部 | 岡田 広明  |
| 16 | 岩手県支部 | 箱崎 守男  |
| 17 | 石川県支部 | 竹内 太郎  |
| 18 | 長野県支部 | 一志 忠廣  |
| 19 | 福井県支部 | 大久保 雅男 |
| 20 | 沖縄県支部 | 又吉 達雄  |

■は、支部長の変更のあった支部

### 全協の常務理事について

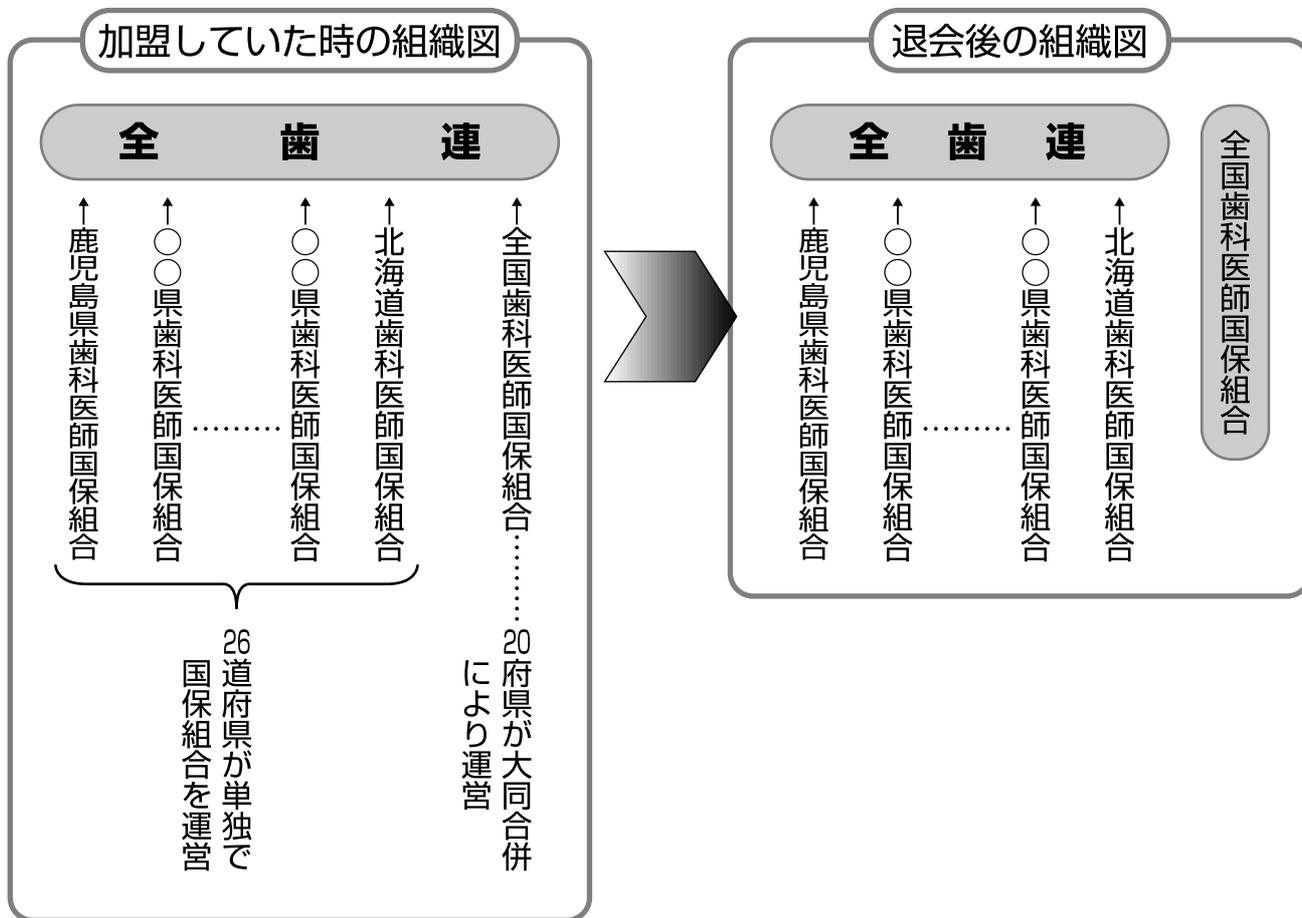
全協の常務理事については、金山理事長が就任されました。(任期、H17.4.1～H19.3.31)

## 全歯連からの退会について

全国歯科医師国民健康保険組合連合会（以下「全歯連」という。）に加盟してまいりましたが平成16年12月15日（水）に開催されました理事会において全歯連から退会することが決議され、平成17年1月19日付で全歯連あて退会の報告を致しました。

### 退会の大きな理由

- ① 日本歯科医師会と全歯連の協力による歯科医師国保組合の全国統合が不可能な状態にあることから、全歯連の事業に留まる魅力を見出せないこと。
- ② 全国歯と全歯連の一部の役員との間に残念ながら相互理解の念が薄れ軋みが生じたこと。
- ③ 会費を含め全体に要する経費との費用対効果が得られないこと。



### 医療費通知について

本組合では、ご家族分の医療費通知を世帯まとめて一つの封筒でお送りしておりますが、今後ともこの方法で医療費通知を実施することとしております。

但し、個人情報保護法が施行されました関係から、ご家族分をそれぞれ個人ごとの封筒で送付をして欲しいという希望がございましたら、当組合支部事務所までお申し出ください。

全国歯からのお知らせ

# 平成17年8月より全国歯の被保険者証が 1人1枚のカードになります

## 1.趣 旨

国は電子カルテ・レセプトや保険証のICカード化など「医療のIT化」を進めており、01年から保険証を世帯ごとでなく、一人ひとりに発行できるよう法改正を行ないました。既にカード型の保険証が使われております。

こうした状況に対応するために、当組合もカード型の保険証の導入に向けて検討を行なってきました。

その結果、これまでの世帯単位の紙の保険証から被保険者一人ひとりのカード型保険証にし、家族間の利便性を図ることとしました。

## 2.実施時期

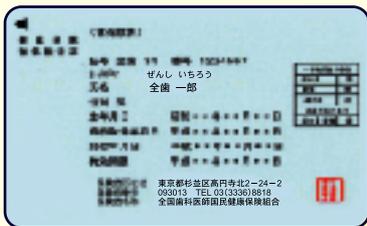
平成17年8月1日（保険証の更新時期）から導入します。

## 3.特 色

- ・プラスチック製のカード型保険証で、本人・家族を問わず一人ひとりに一枚の保険証を発行し堅牢性と利便性を高めました。
- ・カード型保険証には、一般の保険証と医療機関限定の支払機能付保険証の2種類があり、組合員が自由に選択できます。
- ・近い将来多くの医療機関でクレジットでの支払いが可能になった場合、高額な医療費の支払い、入院の際の現金等の盗難等を考慮し、こうしたことに対応できるようにしました。

## 4.形態と機能

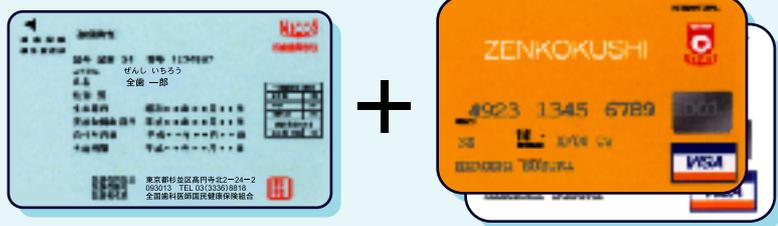
### ①一般の保険証カード



- ・プラスチック製でクレジットカードの大きさです。
- ・組合員の本人家族一人ひとりに一枚の保険証を発行します。
- ・医療機関で受診する際の通常の保険証です。

どちらを選んで  
いただきます。

### ②クレジット機能付き保険証カード



- ◆12歳以上の方が加入できます。
- ◆一般の保険証機能に加え医療機関のみで支払いができるクレジット機能が付いております。（盗難保険付き）  
1世帯当り4枚（本人含む）の発行ができます。  
それ以上は通常の保険証の発行となります。  
今後システム改良により改善します。

- ◆ゴールドカードかホワイトカードに加入していただけます。
- ◆ゴールドカードは1・2種本人が加入できます。
- ◆3種組合員本人も条件によりゴールドカードに加入できます。
- ◆ホワイトカードは1・2・3種組合員本人が加入できます。
- ◆年会費は永年無料です。
- ◆盗難・傷害保険及びデスクサービス(ゴールドカードのみ)が付いております。

※カードデザインは仮のものです。